

1. 議事日程（令和6年第3回北広島町議会臨時会）

令和6年10月8日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度北広島町一般会計補正予算(第5号)) |
| 日程第4 | 議案第75号 | 財産の取得について(追認) |
| 日程第5 | 議案第76号 | 財産の取得について(追認) |
| 日程第6 | 議案第77号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例 |

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
----------	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 増田隆
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 矢部芳彦	豊平支所長 熊谷忠明
総務課長 中川克也	財政政策課長 国吉孝治	教育課長 植田伸二

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江	議会事務局長補佐 田邊五月
-------------	---------------

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。省エネ・節電対策の取組の一環として本議会においても服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由とすることとしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。採決は全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、亀岡議員、2番、伊藤立真議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月8日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第3、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、承認第3号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。令和6年度北広島町一般会計補正予算第5号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明申し上げます。承認第3号、令和6年度一般会計補正予算第5号でございます。

本補正予算は、令和6年10月15日に公示が、そして同月27日に選挙が見込まれております衆議院議員総選挙の執行に係る費用を計上するため、令和6年度一般会計補正予算第5号として編成を行い、令和6年10月1日付で専決処分したものでございます。令和6年度予算書一般会計予算補正第5号、2ページをお願いいたします。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2800万円を追加し、予算の総額を166億2800万円としたものでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書8ページ、9ページをお願いいたします。歳出は、2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙事業へ選挙執行に係る必要経費として2800万円を追加し、その財源としまして、6ページ、7ページでございますが、歳入、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金を全額充当したものでございます。以上で、財政政策課から、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご承認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。内容は理解しましたが、本日が臨時会なんです、なぜ、これは10月1日の専決にして、今日審議しなかったのかについて、まず1点お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 今回の専決処分でご承認をお願いしております案件につきましては、解散総選挙に係る費用ということ、解散総選挙ということですので、解散から次の選挙までの日程的なものを考えまして、一日でも早い準備が必要になってくるということがございましたので、分かった段階、かつ県からこういうふうに見込まれますという判断が出た段階におきまして、早急に専決処分をさせていただきましたものでございます。ですので、議員言われますとおり、1日に専決処分をしておりますので、本日審議をしたほうが良いんじゃないかというご意見もございますが、当方としましては、一日も早い執行をという、準備に取りかかりたいというような思惑もございまして、今回専決処分、本議会、直近の議会で報告することになっておりますので、今回臨時会というタイミングございましたので、承認をお願いしているというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 迫ってるということで、早急にということでした。これポスターとかの費用も入ってると思うんですけど、ポスターは大体何か所ぐらい設置する予定なのか、また人口動態減ってますし、前回から見直されてきて、それと費用とか、その辺は、これが適正なのかどうか、ちょっとそこだけお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） ポスター掲示場のことですか、箇所数については、現在ちょっと資料がございません。ただ、経費の見直し等につきましては、これ衆議院議員選挙ということでございますので国政選挙になります。なので、国政選挙の積算方式がございまして、それに基づいての積算ということになりますので、町のほうで、そこにいろんな裁量を加えたりというのはちょっとできないという内容でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

す。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第75号 財産の取得について（追認）

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第75号、財産の取得について（追認）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第75号につきまして概要を説明します。議案集の6ページをお願いします。議案第75号、財産の取得について（追認）について説明します。

本案は、教科書改訂に伴い、購入した教師用指導書について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行っていたため、町議会の追認を求めるものです。

詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第75号、財産の取得について（追認）につきまして、教育課からご説明いたします。議案集の6ページをお願いします。1、物件名、小学校教師用指導書、前期購入事業、大朝・千代田・豊平地域。2、納入場所、北広島町内、大朝・千代田・豊平地域小学校8校、教育委員会事務局。3、買入価格965万1510円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額87万7410円。4、契約の相手方、広島県安芸高田市向原町坂172番地1、有限会社教材センターモチヅキ代表取締役平岡修。5、契約日、令和2年4月3日。本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める契約の締結について本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、700万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て契約すべきところ、これを経ずに買入れの契約を締結したため、議会の追認を求めるものです。この事業は、令和2年度の教科書改訂に当たり、小学校教師用の指導書が必要となったことから教師用指導書を購入しました。契約の相手方につきましては、教科書取扱いの指定を受けた教科書取扱書店との随意契約とし、令和2年4月3日に契約を締結しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第75号、財産の取得について（追認）を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第75号、財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第76号 財産の取得について（追認）

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第76号、財産の取得について（追認）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第76号につきまして概要を説明します。議案集の8ページをお願いします。議案第76号、財産の取得について（追認）について説明します。本案は、教科書改訂に伴い、購入した教員用教科書及び指導書について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行っていたため、町議会の追認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第76号、財産の取得について（追認）につきまして、教育課からご説明いたします。議案集の8ページをお願いします。1、物件名、令和6年度使用教員用教科書及び指導書（前期）購入事業、千代田・大朝・豊平地域。2、納入場所、北広島町。3、買入価格1044万7898円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額93万4910円。4、契約の相手方、広島県安芸高田市向原町坂172番地1、有限会社教材センターモチヅキ代表取締役平岡修。5、契約日、令和6年4月1日。本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める契約の締結について、本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により700万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て契約すべきところ、これを経ずに買入れの契約を締結したため議会の追認を求めるものです。この事業は、令和6年度の教科書改訂に当たり、小学校教員用の教科書及び指導書が必要となったことから教員用教科書及び指導書を購入しました。契約の相手方につきましては、教科書取扱いの指定を受けた教科書取扱書店との随意契約とし、令和6年4月1日に契約を締結しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第76号、財産の取得についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第76号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第77号 特別職の職員の給与の特例に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第77号、特別職の職員の給与の特例に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第77号につきまして概要を説明します。議案集の10ページをお願いします。議案第77号、特別職の職員の給与の特例に関する条例について説明します。本案は、特別職の職員の給与について減額措置を講じるため、条例の制定について町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第77号、特別職の職員の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。議案集10ページをお願いいたします。本案は、議案第75号及び76号の事案発生に伴い、特別職の職員の給与を次のとおり減額するため、条例の制定について議会に提出するものでございます。内容についてご説明いたします。第1条で町長、第2条で副町長及び第3条で教育長の給与について、令和6年11月の月額給与をそれぞれ規定による給与額から100分の10に相当する額を減じた額とするものです。また4条では、前3条による措置は、退職手当の額に影響しない旨を定めるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第77号、特別職の職員の給与の特例に関する条例を採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第77号、特別職の職員の給与の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで令和6年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 22分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~